

平成 21 年 4 月 1 日受理分から

介護サービス事業所・施設の
新規指定・指定更新申請に
手数料が必要となります。

【手数料の額】兵庫県収入証紙により納付してください。

事業の種類	新規指定申請手数料	指定更新手数料
居宅サービス	1 サービスにつき 20,000円	1 サービスにつき 10,000円
居宅介護支援	20,000円	10,000円
介護予防サービス	1 サービスにつき 14,000円	1 サービスにつき 7,000円
介護老人福祉施設	30,000円	15,000円
介護療養型医療施設		
介護老人保健施設	63,000円(従来どおり)	

手数料(収入証紙)は所定の様式に貼り付け、申請書とともに提出してください。
 新規指定については、申請内容の審査にある程度の日数が必要なことから、遅くとも事業開始予定日の前々月までに申請を行ってください。なお、指定予定日は毎月1日となります。
 指定更新(6年ごと)については、所管する県民局から送付するお知らせに沿って、申請を行ってください。
 審査の結果、新規指定、指定更新がされない場合がありますが、その場合でも手数料は返還しません。
 指定申請手続きを必要としない「みなし指定」については手数料の納付は必要ありません。

= 兵庫県収入証紙の主な販売場所 =

三井住友銀行、但馬銀行、みなと銀行などの金融機関
 県民局・健康福祉事務所など(なお、事務所によっては販売していない場合もあるので、事前にご確認をお願いします。)



平成 21 年度から「介護サービス情報の公表」手数料が引き下げられます。
 詳しくは裏面をご覧ください。

平成21年度から

「介護サービス情報の公表」手数料が下がります。

事業の種類	調査手数料		公表手数料	
	現行	21年度から	現行	21年度から
居宅系サービス	39,000円	25,000円	10,000円	7,000円
施設系サービス		30,000円		

施設系サービス：特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設

居宅系サービス：施設系以外のサービス

手数料は、同一グループ(例：訪問介護と予防訪問介護)ごとに必要となります。
詳しくは21年度の調査・公表を開始する際にお知らせします。



問い合わせ窓口

窓 口		連 絡 先	
神戸県民局	健康福祉第1・2課	神戸市中央区中山手通6-1-1	078-361-8627
阪神南県民局	芦屋健康福祉事務所	芦屋市公光町1-23	0797-32-0707
阪神北県民局	宝塚健康福祉事務所	宝塚市旭町2-4-15	0797-83-3140
	伊丹健康福祉事務所	伊丹市千僧1-51	072-785-7460
東播磨県民局	加古川健康福祉事務所	加古川市加古川町寺家町天神木97-1	0794-21-9108
	明石健康福祉事務所	明石市本町2-3-30	078-917-1608
北播磨県民局	社健康福祉事務所	加東市社字西柿1075-2	0795-42-9357
中播磨県民局	福崎健康福祉事務所	姫路市北条1-98	0792-81-9768
西播磨県民局	龍野健康福祉事務所	たつの市龍野町富永1311-3	0791-63-5133
	赤穂健康福祉事務所	赤穂市加里屋98-2	0791-43-2934
但馬県民局	豊岡健康福祉事務所	豊岡市幸町7-11	0796-26-3669
	和田山健康福祉事務所	朝来市和田山町東谷213-96	079-672-6849
丹波県民局	柏原健康福祉事務所	丹波市柏原町柏原688	0795-73-3758
淡路県民局	洲本健康福祉事務所	洲本市塩屋2-4-5	0799-26-2052
県庁高齢社会課 介護事業者係		神戸市中央区下山手通5-10-1	078-362-9117

(注意) 印のついた事務所については、問い合わせや申請等の受付は平成21年3月末までとなります。
平成21年4月以降は、矢印で示されている事務所が合わせて受け付けますのでご注意願います。